しきさい館
指定居宅介護支援事業所　運営規程

この運営規程において、株式会社しきさい館が設置するしきさい館（以下「事業所」という。）の適切な運営を確保するために、人員、設備及び運営に関する事項を定める。

（事業所の目的）

第 1 条　要介護状態の利用者に対し、利用者の心身の特性を踏まえてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条　事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。

2　事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。

3　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

4　事業所を他の事業から独立して位置付け、人事・会計・物品等の管理を行う。

（事業所の名称等）

第 3 条　事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1　名　称　しきさい館

2　所在地　神奈川県小田原市高田 680-2

（職員の職種、員数及び兼務の内容）

第 4 条　事業所に所属する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1　管理者　1名（常勤兼務、介護支援専門員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

2　介護支援専門員　1 名（常勤兼務：管理者と兼務　1 名　非常勤：　名）

介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第 5 条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1　営業日　月・火・水・木・土曜日（祝日は営業）とする。ただし、年末年始（12月　30　日から1月3日）、を除く日とする。

2　営業時間　午前 8 時 30 分から午後 17 時 30 分までとする。

（居宅介護支援の内容）

第 6 条　提供する居宅介護支援の内容は、居宅介護サービス計画の作成とする。

（居宅介護支援の提供方法）

第 7 条　指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。

1　居宅サービス計画の作成は、事業所に所属する介護支援専門員が行う。

2　指定居宅介護支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。介護事業所の選定に対して、利用者や家族の心身状況にあったサービスやサービス事業所を複数提案し、選択できるようにする。

3　利用者又は家族の相談を受ける場所は、事業所の相談室又は利用者の居宅等で行う。

4　使用する課題分析方式は標準アセスメント方式とし、解決すべき課題に対応するための居宅サービス計画の原案を作成する。

5　居宅サービス計画の原案は、サービス担当者会議を開催して担当者から専門的見地からの意見を求めることとし、その開催場所は原則として利用者の居宅で行う。ただし、必要に応じて居宅サービス事業所の事務室等を用いる。

6　(5)により作成された居宅サービス計画について、利用者及び家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得る。また、作成した居宅サービス計画は利用者及び担当者に交付する。

7　モニタリングに当たっては、少なくとも 1 月に 1 回利用者の居宅を訪問し、利用者に面接を行い、その結果を記録する。

8　居宅サービス計画を変更した場合、利用者が要介護更新認定又は要介護状態の変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議を開催する。

（利用料その他の費用の額）

第 8 条　指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条　通常の事業の実施地域は、小田原市・大井町・箱根町・中郡・湯河原町・平塚市・南足柄市とする。(その他の地域は応相談とする)

（事故発生時の対応）

第 10 条　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2　利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

（苦情処理等）

第 11 条　自ら提供した指定居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等において、利用者及びその家族からの苦情があった場合は、迅速かつ適切に対応するものとする。

2　前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3　事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。

4　事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

5　事業者は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第 12 条　事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るため研修の機会を設けるものとする。

①　採用時研修　採用後 1 ヵ月以内

②　継続研修　　年 4 回

2　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4　サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとする。

5　この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社しきさい館と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（記録の保存）

第 13 条　事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

2　事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する記録を整備し、その完結した日から5年間保存するものとする。

（高齢者虐待の防止のための措置に関する事項 ）

第 14 条　虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

1　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2　虐待の防止のための指針を整備する。

3　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
4　(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(業務継続計画(BCP)の策定に関する事項)

第 15 条　事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

2　事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3　事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症対策について)

第 16 条　事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

1　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

2　事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。

3　事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(従業者の就業環境の確保について(パワハラ・セクハラの防止)

第 17 条　事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、従業者の就業環境を害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

附　則

この規程は、平成 26 年 9 月 1 日から施行する。

平成 26 年 11 月 1 日　変更

平成 27 年 6 月 20 日　変更

平成 28 年9月1日　変更

平成 29 年 4 月 1 日　変更

平成 29 年 9 月 27 日　変更

平成 30 年 6 月 9 日　変更

平成 31 年 4 月 1 日変更

令和 3 年 12 月 1 日変更

令和 6 年 4 月 1 日変更(高齢者虐待　事業継続計画　感染症　従業員の就業環境の確保)

令和 6 年5月 1 日変更(営業日の変更)